

議案第 9 5 号

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市証人等の実費弁償に関する条例（平成18年北名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第6号中「第29条」を「第35条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。